

令和5年10月3日

五島海区漁業調整委員会事務局  
(五島振興局水産課内)  
直通電話 0959-72-2254  
担当者名 水田、柴田

五島海区漁業調整委員会指示の発出について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

記

令和5年五島海区漁業調整委員会指示第2号～21号

五島海区における次の定置漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年10月3日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

記

1. 指示番号 別表のとおり  
2. 免許番号 同  
3. 指示事項  
(1) 区域 別表のとおり  
(2) 禁止漁業 同  
(3) 禁止期間 同  
4. 指示期間

令和5年10月3日から令和10年8月31日まで

別表

指示番号	指示事項 免許番号	保護区域	禁止漁業	禁止期間
五島海区 漁業調整 委員会 指示 令和5年 第2号	五定第1号  五定第2号  五定第3号	基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小串郷先筋アクギリ鼻 2 同県同郡同町同郷小島権現鼻 3 同県同郡同町同郷鶴ノ瀬 4 同県同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻  点 イ 2から95度30分 1,100メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上、3から1,500メートルのところ  区域 1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3 に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 3 号</p>	<p>五定第 4 号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小串郷鵜ノ瀬 2 同県同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 3 同県同郡同町似首郷字二番唐八瀬頂上 4 同県同郡同町同郷尾崎鼻一ツ瀬</p> <p>点 イ 1と2を結ぶ直線上、1から1,200メートルのところ ロ 3から104度45分 700メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 4 号</p>	<p>五定第 5 号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷上葛瀬</p> <p>区域 1を中心とする半径700メートルの円周によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 5 号</p>	<p>五定第 6 号  五定第 7 号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上</p> <p>点 イ 1から342度 500メートルのところ ロ 1から39度 1,350メートルのところ ハ 1から81度 1,350メートルのところ ニ 1から162度 500メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 6 号</p>	<p>五定第 8 号  五定第 9 号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小河原郷野首崎北西端標識 2 同県同郡同町同郷松ヶ崎標識</p> <p>点 イ 1から270度 400メートルのところ ロ 1から343度 1,710メートルのところ ハ 2から10度 1,610メートルのところ ニ 2から90度 380メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 7 号</p>	<p>五定第10号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町赤尾郷源五郎島西端標識</p> <p>点 イ 1から248度 300メートルのところ ロ 1から327度30分 990メートルのところ ハ 1から15度30分 1,080メートルのところ ニ 1から68度 300メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 8 号</p>	<p>五定第13号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町日島郷小浜南端標識 2 同県同郡同町同郷ウンナン鼻突端</p> <p>点 イ 1から90度 550メートルのところ ロ 2から90度 650メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 9 号</p>	<p>五定第14号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町有福郷カイ瀬突端 2 同県同郡同町日島郷クジラ這突端 3 同県同郡同町同郷タカバナ突端 4 同県同郡同町有福郷オビヤ鼻突端</p> <p>点 イ 3から321度 700メートルのところ ロ 4から2度 900メートルのところ</p> <p>区域 1、2を結ぶ直線と3、イ、ロ、4を結ぶ各直線及び2から3、1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 10 号</p>	<p>五定第15号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町船崎郷祝言島下ノ鼻南側標識A 2 同県同郡同町同郷同島下ノ鼻南側標識B</p> <p>点 イ 1から170度 270メートルのところ ロ 1から179度 450メートルのところ ハ 2から241度30分 530メートルのところ ニ 2から258度30分 400メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 11 号</p>	<p>五定第16号</p>	<p>基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町網上郷唐ノ辺多北側標識A 2 同県同郡同町同郷唐ノ辺多北側標識B</p> <p>点 イ 1から289度 360メートルのところ ロ 1から306度30分 515メートルのところ ハ 2から359度 455メートルのところ ニ 2から16度30分 270メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 12 号</p>	<p>五定第17号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市奈留町大串早房梶ノ羽鼻突端 2 同県同市同町大串早房コンブリ瀬 3 同県同市同町大串鶴ノ小島北端 4 同県同市同町大串鶴ノ小島南端 5 同県同市同町大串早房東側突端</p> <p>点 イ 2から322度 250メートルのところ ロ 3から317度 880メートルのところ</p> <p>区域 1、2、イ、ロ、3及び4、5の各点を順次結んだ各直線及び3から4、1から5に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業  雑魚磯刺網漁業  潜水器漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 13 号</p>	<p>五定第18号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市猪之木町ヨミサキ標識 2 同県同市同町平瀬ノ上百合崎突端 3 同県同市蕨町折紙ノ鼻西端 4 同県同市猪之木納屋ノ上玄魚鼻西端</p> <p>点 イ 4から50度 630メートルのところ</p> <p>区域 1、2、3、イ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 14 号</p>	<p>五定第19号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市向町牛成標識 2 同県同市同町牛成牛成鼻立石標識</p> <p>点 イ 1から61度30分 950メートルのところ ロ 2から36度 1,450メートルのところ ハ 2から332度 500メートルのところ ニ 2から302度40分 90メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 15 号</p>	<p>五定第20号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市向町赤馬場標識 2 同県同市同町トンノ浦標識</p> <p>点 イ 1から168度 1,375メートルのところ ロ 2から168度 1,675メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 16 号</p>	<p>五定第21号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市富江町黒島カレホコ鼻北東端 2 同県同市同町黒島カレホコ鼻南側穴の口</p> <p>点 イ 1から134度 350メートルのところ ロ 1から81度 800メートルのところ ハ 1から15度 850メートルのところ ニ 2から316度 400メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p> <p>雑魚磯刺網漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 17 号</p>	<p>五定第33号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市玉之浦町玉之浦黒瀬北端標識 2 同県同市同町玉之浦錨山標識</p> <p>点 イ 1から51度30分 790メートルのところ ロ 2から96度30分 1,200メートルのところ ハ 2から141度15分 850メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p> <p>曳縄釣漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 18 号</p>	<p>五定第34号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市玉之浦町頓泊大バエ標識A号 2 同県同市同町頓泊観音崎北側標識</p> <p>点 イ 1から26度15分 640メートルのところ ロ 1から303度30分 1,300メートルのところ ハ 2から289度 1,030メートルのところ</p> <p>区域 1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p> <p>雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル以上)</p> <p>いせえび刺網漁業 (網丈2メートル以上)</p> <p>小型定置漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 19 号</p>	<p>五定第35号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市三井楽町高崎高羅鼻突端 2 同県同市同町高崎中島突端</p> <p>点 イ 1から56度 125メートルのところ ロ 1から56度 1,700メートルのところ ハ 2から90度 1,000メートルのところ</p> <p>区域 イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によつて囲まれた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p> <p>雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル以上)</p> <p>いせえび刺網漁業 (網丈2メートル以上)</p> <p>流網漁業 (網丈4メートル以上)</p> <p>はえなわ式雑魚か ご漁業</p>	<p>敷設期間</p>
<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 20 号</p>	<p>五定第36号</p>	<p>基点 1 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔塩焚標識 2 同県同市同町濱ノ畔後網標識 3 同県同市岐宿町川原沖の雁瀬頂上 4 同県同市同町岐宿立小島頂上 5 同県同市同町岐宿松本鼻突端 6 同県同市同町岐宿姫島観音崎</p> <p>点 イ 2から45度の直線と5から6を見通す線との交点 ロ 3と4を結ぶ直線と5から6を見通す線との交点</p> <p>区域 1、3、ロ、イ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 なお、小型定置漁業については、沖の雁瀬と立小島白岩を結ぶ線を越えて敷設してはならない。</p>	<p>雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル以上)</p> <p>いせえび刺網漁業 (網丈2メートル以上)</p> <p>流網漁業 (網丈4メートル以上)</p> <p>まき網漁業</p> <p>小型定置漁業</p> <p>はえなわ式雑魚か ご漁業</p>	<p>敷設期間</p>

<p>五島海区 漁業調整 委員会 指 示 令和5年 第 21 号</p>	<p>五定第37号</p>	<p>基点</p> <p>1 長崎県五島市岐宿町岐宿立小島東端大岩 2 同県同市同町岐宿崎野標識 3 同県同市同町岐宿八朔鼻標識 4 同県同市同町岐宿立小島西端 5 同県同市同町岐宿松本鼻突端 6 同県同市同町岐宿姫島観音崎</p> <p>点</p> <p>イ 3から338度 1,020メートルのところ ロ 5と6を結ぶ直線上の5から1,720メートルのところ ハ 5と6を結ぶ直線上の5から470メートルのところ</p> <p>区域 1、2を結ぶ直線と3、イ、ロ、ハ、4を結ぶ各直線及び 2から3、1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲ま れた区域</p>	<p>集魚灯を利用する 漁業</p> <p>雑魚磯刺網漁業 (網丈2メートル 以上)</p> <p>曳縄釣漁業</p> <p>たこつぼ漁業</p>	<p>敷設期間</p>
--	---------------	---	---	-------------